

盛岡広域振興局長告示第8号

銃猟禁止区域の指定（平成18年岩手県告示第1003号）で告示した滝沢村加賀内銃猟禁止区域の区域を次のとおり変更した。

平成26年1月17日

盛岡広域振興局長 杉原永康

変更後の滝沢村加賀内銃猟禁止区域の区域 滝沢市地内の国道282号と東北縦貫自動車道との交点を起点とし、起点から同国道を南東に進み市道畜産試験場柳沢線との交点に至り、同点から同市道を西に進み同自動車道との交点に至り、同点から同自動車道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域